

令和元年度第28回役員会議事録

日時 令和2年3月26日(木) 14時33分～14時44分
場所 事務局棟5階大会議室、S-port3階会議室(南) TV会議
出席者 石井学長
丹沢、木村、東郷、池田の各理事
陪席者 手島、寺村、小谷、河合、笹原、白井の各副学長
青木、藤井、宮原の各学長補佐
鈴木、村松の各監事
黒澤、内藤、坂下、大山の各部長

I 議事録の確認

令和元年度第27回役員会(令和2年3月10日)議事録(案)を、原案どおり承認した。

II 審議事項

- 1 令和2年度の年度計画について
議長から、資料1により、令和2年度の年度計画について提案説明があり、審議の結果、原案を議決した。
- 2 国立大学法人静岡大学学則の一部改正について
議長から、資料2により、国立大学法人静岡大学学則の一部改正について提案説明があり、審議の結果、原案を議決した。
- 3 静岡大学大学院規則の一部改正について
議長から、資料3により、静岡大学大学院規則の一部改正について提案説明があり、審議の結果、原案を議決した。
- 4 令和2年度予算編成について
議長から、資料4により、令和2年度予算編成について提案説明があり、審議の結果、原案を議決した。
- 5 平成30年度剰余金の使途について
議長から、資料5により、平成30年度剰余金の使途について提案説明があり、審議の結果、原案を議決した。
- 6 教育研究評議会の議により役員会が議決したとする議案について
議長から、資料6により、令和元年度第11回教育研究評議会(令和2年3月18日開催)で承認された以下の議案について報告があり、役員会に関する申合せ(平成20年4月16日制定)により、同日付けで役員会が議決したとすることを確認した。
 - 国立大学法人静岡大学理事規則の一部改正について(教育研究評議会資料2)
 - 国立大学法人静岡大学学則の一部改正について(教育研究評議会資料3)第68条のみ
 - 静岡大学未来社会デザイン機構の設置に伴う規則の制定等について(教育研究評議会資料4)
 - 静岡大学未来社会デザイン機構の設置に伴う関連規則等の一部改正について(教育研究評議会資料5)

- 国費外国人留学生（日本語・日本文化研修留学生）の国際連携推進機構での受入れに伴う関係規則等の一部改正について（教育研究評議会資料6）
- 静岡大学における特別な教育課程の履修に関する規則の一部改正について（教育研究評議会資料7）
- 静岡大学安全保障輸出管理規則の一部改正等について（教育研究評議会資料8）
- 静岡大学職務発明規則の一部改正について（教育研究評議会資料9）
 - 第2条第1項第8号及び第9号については以下に修正する。
 - 第8号「研究成果有体物 静岡大学研究成果有体物取扱規則第2条に規定する研究成果有体物であって、第12条及び同規則にその取扱いを定めるものをいう。」
 - 第9号「著作物 静岡大学著作物取扱規則第2条に規定する著作物であって、第12条及び同規則にその取扱いを定めるものをいう。」
- 静岡大学授業料等免除及び徴収猶予の取扱いに関する規則の一部改正について（教育研究評議会資料10）
- 明治薬科大学大学院薬学研究科と静岡大学大学院総合科学技術研究科との間における特別研究学生等交流協定の締結について（教育研究評議会資料12）
- チェンマイ大学（タイ）との大学間交流協定の更新について（教育研究評議会資料13）
- キングモンクット工科大学トンブリ校（タイ）との大学間交流協定の更新について（教育研究評議会資料14）
- 静岡大学名誉教授の称号授与について（教育研究評議会資料15）

7 経営協議会の議により役員会が議決したとする議案について

議長から、資料7により、令和元年度第9回経営協議会（令和2年3月25日）で承認された以下の議案について報告があり、役員会に関する申合せ（平成20年4月16日制定）により、同日付けで役員会が議決したとすることを確認した。

- 附属学校園長常勤化に伴う諸規則の整備について（経営協議会資料5）
- 住居手当支給細則の一部改正について（経営協議会資料6）
- 国立大学法人静岡大学非常勤雇用教職員休暇等規程の一部改正について（経営協議会資料7）
- 静岡大学役員（非常勤理事）の報酬について（経営協議会資料10）

8 令和2年度卓越大学院プログラム（光医工学超領域卓越研究者育成プログラム）について

丹沢理事から、資料8により、令和2年度卓越大学院プログラム（光医工学超領域卓越研究者育成プログラム）について提案説明があり、審議の結果、提出までの修正は丹沢理事に一任することとして原案を議決し、同プログラムの公募要領に定められた「当該プログラムが採択された場合にこれを確実に実施することを証する文書」に関し以下のとおり確認した。

「光医工学超領域卓越研究者育成プログラムについて、当該プログラムが採択された際には、大学院自然科学系教育部ナノビジョン工学専攻、同教育部光・ナノ物質機能専攻、同教育部情報科学専攻、総合科学技術研究科工学専攻、同研究科情報学専攻の参画の下、浜松ホトニクス株式会社、ヤマハ発動機株式会社、はままつ次世代光・健康医療産業創出拠点、光産業創成大学院大学、ブリュッセル自由大学、浙江大学光学研究所及び Physikalisch-Technische Bundesanstalt と連携して、調書に記載の事項について確実に実施する。」

以上